

専門相談員コラム

がんばりすぎない介護を

専門相談員 松田千登勢

介護はいつ終わるかわからず、不安を抱いたり、体や生活に負担がくるなどとても大変です。介護を長続きさせるためには、まず‘がんばりすぎない’ことが大切です。一人で介護を背負いこまずに上手に介護保険サービス等を利用して、体を休め、ストレスを上手に発散させましょう。また、自分でできることは自分でしてもらい、介護の方法やコツを専門職の方に聞き、介護用品を活用するなど介護者の負担が少なくなるようにしましょう。そして、介護に困った時は、一人で悩まずにケアマネジャーなどに相談してください。

専門相談員：当センターでは、福祉・保健・医療・法律分野の専門家を専門相談員に委嘱しております。専門相談員は、必要に応じて関係当事者を訪問し、相談内容をお聞きし解決にむけてあっせん案を提示します。

おおさか介護サービス 相談センター だより

第9号

発行
2007年(平成19年)
10月24日



所在地

大阪市中央区北浜4丁目1番21号
住友生命淀屋橋ビル4階

付近案内図



地下鉄御堂筋線「淀屋橋」駅下車
京阪電車「淀屋橋」駅西0号出口(改札)より4号出口西へすぐ
※駐車場はありません。



相談日時

平日 午前9時から午後5時まで
※土曜・日曜・祝日
年末年始(12月29日～1月3日)を除く



相談ができる人

大阪市の介護保険の利用者と家族
介護保険の事業者等



電話

06-6209-3266
06-6209-3276



FAX

06-6209-8176



ホームページ

<http://www.kaigo-osaka.ne.jp/>

介護保険制度は、高齢社会において介護を社会全体で支えあうために創設され、平成12年4月に施行されました。その後、改正され介護予防の充実、地域に密着したサービスの創設などをはかるため、平成18年4月に新しい介護保険制度がスタートしました。

当センターは、介護保険サービス等にかかわる苦情・相談等について、利用者、事業者双方のお話を充分にお聞きし中立的な立場で解決に当たっています。

これからも、丁寧で親切な相談を心掛けてまいりますので、安心してご利用ください。

概要

- 一般相談員が対応する、「一般相談」では、介護保険サービス等の利用者、事業者からの各種相談を電話または来所により受付けて対応にあたります。
- 相談の内容によっては、福祉、保健、医療、法律等、各分野の専門知識を持った専門相談員による「専門相談」を行い、すみやかに問題解決をはかります。
- 必要に応じて「あっせん」「調停」を行います。
- 相談はすべて無料です。
- 秘密はかたく守ります。匿名での相談にも応じます。

よくある相談

当センターに寄せられた相談事例ならびにその対応についてサービス別に紹介します。
今回は訪問介護(ホームヘルプサービス)です。

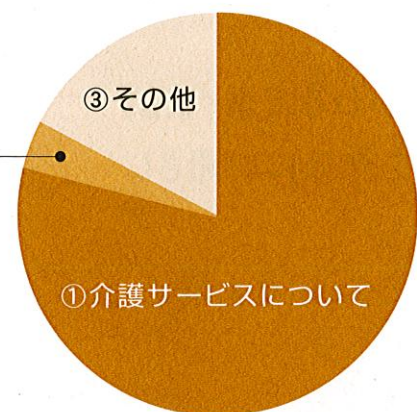
Q. 一人暮らしの母のところに来ているヘルパーが勝手に時間を延長して、頼んでいないことまでするんです。
利用料の負担がどんどん増えて困っています。

A. 事業者が勝手にサービス内容を変更するようなら、ケアマネジャーから話をしてもらってください。ケアプランを無視してケアマネジャーの了解がないにも関わらず勝手にサービス提供をしても、介護保険報酬の請求ができないことをケアマネジャーから事業者の説明してもらおうとよいと思います。

受付件数

平成19年4月から平成19年9月までの内容別の受付件数

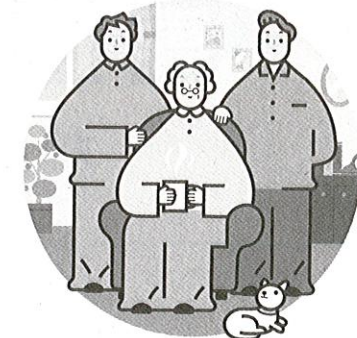
②介護保険制度について



内 容	件数
①介護サービスについて	2501
(ア) 介護サービスの内容について	861
(イ) サービス利用料等について	254
(ウ) ケアマネジャー・ケアプランについて	405
(エ) 介護サービス事業者の対応について(説明不足等)	926
(オ) その他の介護サービスについて	55
②介護保険制度について	117
③その他	549
合 計	3167

※相談内容が複数項目に該当する場合は、その該当項目すべてを件数に上げています。

ひとくちインタビュー



大阪市成年後見支援センター(〒557-0024 大阪市西成区出城2丁目5番20号 大阪市社会福祉研修・情報センター 3階 TEL06-4392-8282)を訪ねました。

Q 大阪市成年後見支援センターとは？



A 認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない人が、住みなれた地域で安心して暮らすことができるように、また、自分自身で契約や財産管理などの法律行為を行うことが難しい場合に、家庭裁判所が適任と思われる成年後見人(保佐人・補助人)を選任し、本人を保護し支援する制度が「成年後見制度」で、この「成年後見制度」の利用をお手伝いするために、平成19年6月26日に、大阪市が開設しました。

Q どんな事をなさっているのですか？



A 事業としては、次のことを実施しています。

- 成年後見制度に関する相談・支援や啓発・広報を行います。
- 市民後見人(親族以外の市民による後見人)の養成を行います。
- 家庭裁判所の依頼による市民後見人の推薦と活動支援を行います。
- 成年後見活動にかかわる機関・団体等と連携します。

Q 成年後見に関する相談はどうなっているのですか？



A 相談は、次のとおり実施しています。

- 相談員による相談(電話・来所)
月曜日～土曜日：午前9時～午後5時
- 専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士)による相談
原則として週3回・予約制[電話・来所・必要に応じて訪問]
直通電話/☎ 06-4392-8282
※日曜日、祝日(土曜日と重なる場合は除く)、12月29日から1月3日は休みです。

【インタビュー者の感想】 判断能力が不十分な方の生活や財産を守り、支援する活動を行う第三者後見人へのニーズが高まることが予想される中で、当センターと違った役割の大阪市成年後見支援センターも、広く市民に理解されて、より一層活動を充実させていって欲しいと思いました。